

仕 様 書

1 業務名

「せとうちエリア」における高付加価値なインバウンド観光地づくり
コンセプト動画制作

2 履行期間

契約締結の日～ 2024年9月13日（金）

3 業務目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という。）は、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」モデル観光地に選定され、2023年度に「せとうちエリアにおけるマスタープラン」を策定するなど、訪日旅行における消費単価が高い傾向にある高付加価値旅行者※のせとうちエリアへの誘客に取り組んでおり、その中でも、高付加価値旅行者の利用が想定される大型クルーザー（以下「スーパーヨット」という。）をせとうちエリアへ誘致するために、せとうちエリアの魅力をPRするためのコンセプト動画を制作する。

制作した動画は、機構等による海外プロモーションでの放映など、誘客に向けた様々な取組に活用する。

※高付加価値旅行者：訪日旅行1回あたりの総消費額100万円／人の旅行者

4 業務内容

本業務の目的を達するため、高付加価値旅行者の潜在ニーズを捉え、最適な動画コンセプトを設定の上、せとうちエリアの様々な観光資源（自然・食・歴史・文化・体験など）の魅力を、最も効果的な撮影技法を用いて表現した動画を次のとおり制作・納品すること。

（1）動画制作

ア スーパーヨットを利用する高付加価値旅行者にとって旅の過ごし方として重要となる要素に焦点をあて、せとうちエリアへの誘客につながる動画のコンセプトを提案すること。

イ コンセプトを表現する動画となるよう構成を提案すること。

ウ せとうちエリアの魅力をPRするための撮影スポットについては、せとうち7県内（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）の7か所以上を提案すること。

なお、使用許可が出た場合に限り、機構が所有する動画素材を使用・再編集することを可能とする。

- エ 欧米豪出身のクリエイターを活用し、高付加価値層などから意見聴取をするなど、ターゲットの嗜好に合った動画とすること。
- オ ドローン空撮を活用するなど、よりせとうちの魅力を表現できる動画構成とすること。
- カ 動画はスローモーション映像を除き、4K解像度以上で撮影すること。
- キ 訴求効果が見込まれる場合は、字幕や人物起用及びナレーションの有無についても提案を行うこと。
- ク ナレーション及びキャプションについては、日本語版と英語版の動画をそれぞれ制作すること。
- ケ 英語版の作成にあたっては、ネイティブチェックを行うこと。
- コ 動画は3分程度にまとめ、最大限のPR効果を得られる構成を組むこと。

(2) 動画制作に関する留意事項

- ア 撮影場所、時間等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる調整及び撮影許認可等の各種手続きは受託者において行うこと。
- イ 映像制作にあたっては、季節や天候等の都合により撮影が難しい場合等を除き、新規撮影を原則とする。適当な映像が撮影できなかった場合等には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とするが、手続き等は受託者において行うこと。
- ウ 動画コンテンツに込められた情報の表現力を向上させるため、効果的な音楽や効果音の挿入を行うこと。
- エ BGM等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者において行うこと。
- オ 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続きは受託者において行うこと。
- カ それぞれの動画について、動作確認を複数回行うこと。
- キ 動画制作においては、基本的に受託者の設備及び機器を使用すること。なお、屋外での撮影が想定されるため、音声については質の高い音声を記録できるようにすること。
- ク 映像企画・政策におけるディレクションは、観光分野において映像制作実績があり、せとうちエリアについて知見があるディレクターが担当すること。
- ケ 撮影にあたっては、実績のあるカメラマンにおいて行うこと。
- コ 業務実施に必要なソフトウェア等についても、受託者が調達し、管理・運営を行うこと。
- サ 業務実施にあたり、受託者はデータの漏えい、データの滅失、事故等の予防に十分

留意し、業務の信頼性および安全性の確保に努めること。

- シ 動画の縦横比は16：9とすること。
- ス 本仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底のうえ、業務遂行にあたること。
- セ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。
- ソ 業務実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、漏えいのないようにすること。

(3) 業務実施留意事項

- ア 業務の進め方については、受託者は、機構と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。
- イ 機構への連絡及び報告に使用する言語は日本語とする。
- ウ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- エ 撮影データおよび編集データについては、情報漏えいや滅失、毀損防止、その適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウイルスに感染していることにより、機構又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(4) 成果物

- ア 提出物
制作する動画データ（MP4）を最適な解像度ですべて納めたUSB20個
- イ 提出場所
一般社団法人せとうち観光推進機構
（広島市中区基町10番3号広島県自治会館2階）
- ウ 提出期限
2024年8月30日（金）

(5) その他

- ア 原則として、単品（1品または1組の税込み取得価格）が10万円未満、かつ使用できる期間が1年未満の消耗品のみを経費として認め、用途を明らかにし、契約期間内に使用した数量のみを委託料に含むことができる。受託者が委託料から業務

に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は機構に帰属するものとする。また、その処理については、機構の指示に従うこと。

- イ 本業務の成果（成果物のみならず一部のデータ等も含む。）は、期間の制限なく無償でホームページ、印刷物等のあらゆる媒体、手段・方法により、公表（公開、配付等）することを想定し、二次利用可能な権利関係に関する著作権の許諾等の手続きを行うこと。また、本業務における成果品に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む。）は、機構に帰属するものとする。
- ウ 業務の実施に伴い知り得た情報は適切に管理すること。
- エ 業務の実施に伴い知り得た機構及び関係機関の機密情報を第三者へ漏らさないこと。
- オ 機構は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- カ 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに機構に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- キ 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。印刷業務等については、その性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により機構に事前に報告し承認を得るものとする。
- ク 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、機構は契約を解除して損害賠償を請求する場合がある。
- ケ 契約代金の支払いに関しては、機構と協議の上、決定するものとし、計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書等から、その費用を差し引いた額で精算するものとする。
- コ 安全の確保に配慮した体制を整えて業務を遂行すること。自然災害や感染症等の発生状況により、当初計画での業務遂行が困難になったときは、速やかに機構へ相談し、指示に従うこと。
- サ 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。
- シ 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を機構HP等に公開する。公開に関して、受託者はこれを了承するものとする。
- ス この事業は、観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」に基づく事業であるため、事業の手引きを事業受託後に確認し、その内容に沿って

実施すること。

5 概算予算額

2,645,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務終了後の完了払いとする。

7 成果物に関する権利の帰属

業務を遂行する上において、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本業務の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。
- (2) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (4) 上記（1）（2）（3）の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。
- (2) 事業の実施に当たっては、各国の法律・慣習などを確認の上、遂行すること。
- (3) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。